

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について

平成 22 年 3 月 26 日
21 水 港 第 2597 号
水 産 庁 長 官 通 知
〔 最 終 改 正 〕
〔 令 和 7 年 3 月 31 日 〕
〔 6 水 漁 第 1442 号 〕

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

交付等要綱第5第1項の事業実施計画は別記参考様式第1号により、交付等要綱第5第2項の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第2号により、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第2号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第24第3項に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3-1号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3-2号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

1-4-(2) スマート水産業推進事業のうち特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策

(1) 事業の目的

令和6年6月26日に公布された漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）による改正後の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）（以下「法」という。）により新たに義務付けられる太平洋クロマグロに関する情報伝達等を円滑に行えるようにするため、産地市場等における電子機器等の整備や法の円滑な実施に向けた協議会への支援等の取組に対する支援を行う。

(2) 事業の内容

ア 情報伝達効率化推進事業

以下（ア）～（エ）の事業を行うとともに、その事業に必要な事務を行う。

（ア）事業計画策定

電子機器等の導入に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、別記様式第1号により水産庁長官の承認を受けるものとする。また、承認された事業計画の内容について変更を行おうとするときは、別記様式第2号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

（イ）事業実施計画策定指導

事業実施機関ごとに策定される「事業実施計画」策定への指導を行う。

（ウ）審査委員会等の設置・運営

（ア）の事業計画に基づき、本事業の助成対象となる事業実施機関の基準の策定及び当該基準に基づく審査を行う学識経験者、有識者、専門家等からなる審査委員会等の設置・運営等を行う。

（エ）電子機器等導入支援

法に規定する情報の伝達を円滑に実施するために、産地市場等に対して電子機器等の導入についての支援を行う。

イ 水産流通適正化協議会支援事業

以下（ア）～（エ）の事業を行うとともに、その事業に必要な事務を行う。

（ア）事業計画策定

都道府県単位で創設する関係者協議会（以下「水産流通適正化協議会」という。）の支援に関する事業計画（以下「協議会支援事業計画」という。）を策定し、別記様式第3号により水産庁長官の承認を受けるものとする。また、承認された協議会支援事業計画の内容について変更を行おうとするときは、別記様式第4号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

（イ）事業実施計画策定指導

事業実施機関ごとに策定される「事業実施計画」の策定への指導を行う。

（ウ）周知・普及啓発への支援

水産流通適正化協議会が行う、法の円滑な実施に向けた説明会、普及啓発及び取引実態に即したルールの整備等についての支援を行う。

（エ）情報管理効率化推進への支援

情報伝達を効率的に履行するために、漁協等に対して、伝達の方法の一つの手段であるタグ等活用取組についての支援を行う。

(3) 事業実施主体等

ア 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、事業の適切な実施ができる民間団体として公募により選定された者とする。

イ 事業実施機関

（ア）情報伝達効率化推進事業

漁業協同組合連合会、漁業協同組合等の水産物に関する産地市場等を運営する者（委託販売を行う漁業協同組合等も含む。以下「漁協等」という。）とする。

（イ）水産流通適正化協議会支援事業

次に掲げる要件を満たす水産流通適正化協議会とする。

- a 協議会に業務を執行するため事務局を置き、都道府県又はこれに代わる漁協・漁連等の団体等においてこれを務めること。

b 協議会の構成員は、都道府県若しくは都道府県漁業協同組合連合会（都道府県漁業協同組合連合会がない場合は都道府県漁業協同組合）又は業種別漁協若しくはこれに準ずる団体を含むものであること。なお、必要に応じて、取引実態に即したルールを整備等について知見のある者であつて、以下（a）～（f）に掲げるものを構成員とすることができる。

- (a) 水産加工業者又はその者が属する団体
- (b) 市場関係者又はその者が属する団体
- (c) 小売業者又はその者が属する団体
- (d) 市町村
- (e) 学識経験者
- (f) その他当該都道府県の漁業、流通等に知見を有する者

(4) 事業実施計画の承認

- ア 情報伝達効率化推進事業を行う事業実施機関においては別記様式第5号、水産流通適正化協議会支援事業を行う事業実施機関においては別記様式第6号により事業実施計画を作成し、事業実施主体に提出する。
- イ 事業実施主体は、情報伝達効率化推進事業を行う事業実施機関、水産流通適正化協議会支援事業を行う事業実施機関が作成したそれぞれの事業実施計画と事業計画、各事業計画との整合性を確認の上、内容が適当である場合は承認するものとする。
- ウ 承認された事業実施計画のうち、事業内容の変更及び助成金総額の増額（消費税増額は除く）を行うおとす場合は、情報伝達効率化推進事業を行う事業実施機関においては別記様式第7号、水産流通適正化協議会支援事業を行う事業実施機関においては別記様式第8号により、それぞれア及びイに準じて承認を受けるものとする。

(5) 助成金の交付申請

- ア (4)の承認を受けた上で、事業に要する経費について交付を受けようとする場合は、情報伝達効率化推進事業を行う事業実施機関においては別記様式第9号、水産流通適正化協議会支援事業を行う事業実施機関においては別記様式第10号により事業実施主体に対して交付申請を行うものとする。
- イ 事業実施主体は、アの交付申請書の内容が適当であると認められる場合は、予算額の範囲内において事業に要する経費を交付することができる。なお、事業実施主体は、交付決定に際し、事業実施に当たり事業実施機関が遵守すべき条件を付することができるものとする。
- ウ アに定める交付申請書の提出期限は、事業実施主体が別に通知する日までとする。

(6) 助成金の交付

- 事業実施主体は、予算の範囲内で事業実施に必要な経費について、次に定めるところにより支払うものとする。
- ア 交付決定を受けた事業実施機関が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、情報伝達効率化推進事業を行う事業実施機関においては別記様式第11号、水産流通適正化協議会支援事業を行う事業実施機関においては別記様式第12号の概算払請求書を事業実施主体に提出するものとする。
 - イ 事業実施主体は、アの概算払請求書の提出があった場合、審査の上、適当であると認められる場合は助成金の支払いを行うものとする。
 - ウ 事業実施機関は、事業終了後、事業実施主体に実績報告書（精算払込み）を提出するものとする。
 - エ 事業実施主体は、ウの実績報告書の提出があった場合、事業の完了を確認した上で助成金の額を確定し、通知したのちに助成金の支払いを行うものとする。
 - オ 事業実施主体は、事業実施機関に支払額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
 - カ オの返還期限は、事業実施主体が事業実施機関にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

(7) 補助率

事業実施主体は、(2)の経費については別表に定める補助率を乗じた額を助成金として交付するものとする。

(8) 事業実績の報告

事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、情報伝達効率化推進事業を行う事業実施機関においては別記様式第13号、水産流通適正化協議会支援事業を行う事業実施機関においては別記様式第14号により事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(9) その他

この事業の実施に当たり必要な事項は別に定めるものとする。

(別表)

区分	補助対象経費及び補助上限額	補助率
情報伝達効率化推進事業費	機器等整備費 (2)のアの(エ)の目的達成のために要する経費に限る。	1/2以内
水産流通適正化協議会支援事業費	人件費、賃金、謝金、旅費、消耗品費、役務費、委託費、その他 (2)のイの目的達成のために要する経費に限る。	定額

(1-4-(2)) スマート水産業推進事業のうち特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策)

別記様式第1号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業
計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業について、下記のとおり事業計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の1-4-(2)の(2)のアの(ア)の規定に基づき、承認願いたい。

記

第1 漁協等への電子化の方針

△△△・・・

第2 事業内容

△△△・・・

第3 助成対象となる漁協等の採択基準の方針

△△△・・・

第4 審査委員会の運営方針

△△△・・・

別記様式第2号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業
計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名

〇年〇月〇日付け〇水漁第〇〇号に基づき承認を受けた事業計画について、水産関係民間団体事業補助金交付等

要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-4-(2)の(2)のイの(ア)の規定に基づき、承認願いたい。

記

(注) 記の記載内容は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第3号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業
計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業について、下記のとおり事業計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-4-(2)の(2)のイの(ア)の規定に基づき、承認願いたい。

記

第1 県域単位における産地市場電子化方針
△△△・・・

第2 事業内容
△△△・・・

第3 助成対象となる漁協等の採択基準の方針
△△△・・・

第4 審査委員会の運営方針
△△△・・・

別記様式第4号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業
計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施主体名
代表者 氏 名

〇年〇月〇日付け〇水漁第〇〇号に基づき承認を受けた事業計画について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-4-(2)の(2)のイの(ア)の規定に基づき、承認願いたい。

記

(注) 記の記載内容は、別記様式第3号に準ずるものとする。この場合において、助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第5号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業
実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-4-(2)の(4)のイの規定に基づき、承認願いたい。

記

第1 実施事業名
特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業

第2 事業の目的
△△△・・・

第3 事業の内容
ア 事業内容

△△△・・・

イ 機器の導入計画（又は実績）

実施場所	機器等の種類	機器等の導入数	導入時期	備 考

第4 組織概要

産地市場等の名称	
導入する産地市場等名	
産地市場等の住所	
産地市場等職員数（競り人数）	
対象水産物の前年取扱量	

第5 事業に必要な経費配分

（単位：円）

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		助成金	自己負担金	
1 情報伝達効率化推進事業費				
（1）機器等整備費				
計				

（注）1 備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。

2 該当しない項目は適宜削除してかまわない。

第6 添付資料

経費についての詳細な資料等

別記様式第6号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業
実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇（※事業実施主体）

〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-4-（2）の（4）のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

第1 実施事業名

特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業

第2 事業の目的

△△△・・・

第3 事業の内容

ア 事業内容

水産流通適正化制度の対象事業者等に対する説明会等を通じた周知・普及啓発については、△△△・・・。
取引実態に即したルールの整備とその普及については、△△△・・・。
タグ等を活用した情報伝達の効率化については、△△△・・・。

イ 協議会取組実施計画

実施時期	実施方法	実施内容	備 考

ウ 情報管理効率化推進実施計画

実施場所	実施時期	対象漁業種類	予定件数又は本数等	備 考

第4 組織体制

(1) 事務局

商号又は名称	
事業種類	
住所	
代表者所属・氏名	
担当者所属・氏名	

(2) 構成員

商号又は名称	
事業種類	
住所	
代表者所属・氏名	
担当者所属・氏名	

商号又は名称	
事業種類	
住所	
代表者所属・氏名	
担当者所属・氏名	

商号又は名称	
事業種類	
住所	
代表者所属・氏名	
担当者所属・氏名	

商号又は名称	
事業種類	
住所	
代表者所属・氏名	
担当者所属・氏名	

商号又は名称	
事業種類	
住所	
代表者所属・氏名	
担当者所属・氏名	

第5 事業に必要な経費配分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		助成金	自己負担金	
1 水産流通適正化協議会支援事業費				
(1) 協議会取組実施計画				
(2) 情報管理効率化推進実施計画				
計				

- (注) 1 備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。
2 該当しない項目は適宜削除してかまわない。

第6 添付資料

別記様式第7号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業
実施計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で交付決定通知があった〇〇年度流特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業について、下記により事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-4-(2)の(4)のウの規定に基づき、承認願いたい。

記

(注) 記の記載内容は、別記様式第5号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第8号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業
実施計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で交付決定通知があった〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業について、下記により事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-4-(2)の(4)のウの規定に基づき、承認願いたい。

記

(注) 記の記載内容は、別記様式第6号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第9号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり、特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業を実施したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-4-(2)の(5)のアの規定に基づき、金 〇〇〇〇〇 円の交付を申請する。

記

第1 実施事業名
特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業

第2 事業の目的
△△△…

第3 事業の内容
ア 事業内容
△△△…

イ 機器の導入計画（又は実績）

実施場所	機器等の種類	機器等の導入数	導入時期	備考

第4 事業に必要な経費配分 (単位：円)

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	負 担 区 分		備 考
		助成金	自己負担金	
1 情報伝達効率化推進事業費				
(1) 機器等整備費				
計				

- (注) 1 備考欄には、計上している経費の費目名を全て記載すること。
2 該当しない項目は適宜削除してかまわない。
3 実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

第5 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

第6 添付資料
経費についての詳細な資料等

別記様式第10号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり、特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業を実施したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 1-4-(2) の (5) のアの規定に基づき、金 〇〇〇〇 円の交付を申請する。

記

第 1 実施事業名
特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業

第 2 事業の目的
△△△…

第 3 事業の内容
ア 事業内容
△△△…

イ 協議会取組実施計画

実施時期	実施方法	実施内容	備 考

ウ 情報管理効率化推進実施計画

実施場所	実施時期	対象漁業種類	予定件数又は本数等	備 考

第 4 事業に必要な経費配分 (単位：円)

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	負 担 区 分		備 考
		助成金	自己負担金	
1 水産流通適正化協議会支援事業費				
(1) 協議会取組実施計画				
(2) 情報管理効率化推進実施計画				
計				

- (注) 1 備考欄には、計上している経費の費目名を全て記載すること。
2 該当しない項目は適宜削除してかまわない。
3 実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

第 5 事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

第 6 添付資料

別記様式第 11 号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業概算払請求書

番 号

年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で助成金の交付決定通知があった〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-4-(2)の(6)のアの規定に基づき、金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区 分	補助事業に 要する経費	助成金	既受領額		今回請求額		残 額	
			金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高
	円	円	円	%	円	%	円	%
合 計								

別記様式第12号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で助成金の交付決定通知があった〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-4-(2)の(6)のアの規定に基づき、金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区 分	補助事業に 要する経費	助成金	既受領額		今回請求額		残 額	
			金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高
	円	円	円	%	円	%	円	%
合 計								

別記様式第13号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で補助金の交付決定通知があった〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち情報伝達効率化推進事業について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-4-(2)の(8)の規定に基づき、報告する。

なお、併せて助成金の精算額金 円の交付を請求する。

記

(注) 記の記載内容は、別記様式第11号に準ずるものとする。また、添付書類については、交付申請書又は事業計画変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第14号

〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 (※事業実施主体)
〇〇 〇〇 殿

事業実施機関名
代表者 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で補助金の交付決定通知があった〇〇年度特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策のうち水産流通適正化協議会支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の1-4-(2)の(8)の規定に基づき、報告する。

なお、併せて助成金の精算額金 円の交付を請求する。

記

(注) 記の記載内容は、別記様式第12号に準ずるものとする。また、添付書類については、交付申請書又は事業計画変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。